

広島市告示第292号
令和元年10月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 マックスバリュ矢野店
 - (2) 所在地 広島市安芸区矢野東五丁目4038番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
山根建設コンサルタント株式会社
代表取締役 山根 康弘
広島市安芸区矢野東四丁目27番43号
大石 清香
広島市安芸区矢野東五丁目1番6号
橋本 修二
広島市安芸区矢野東四丁目1番11号
- 3 変更事項
(変更前) マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役 加栗 章男
広島市南区段原南一丁目3番52号
(変更後) マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役 平尾 健一
広島市南区段原南一丁目3番52号
- 4 変更年月日
令和元年9月10日
- 5 届出年月日
令和元年10月15日
- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和元年10月25日から令和2年2月25日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年1月30日から令和2年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年2月25日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課